

士別市の自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則  
(案)

(趣旨)

第1条 この規則は、士別市の自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（令和6年士別市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第2条第1号の規則で定める再生可能エネルギーは、次に掲げるとおりとする。

ア 太陽光

イ 風力

ウ 水力

エ 地熱

オ バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの

(2) 条例第2条第5号の規則で定める事業者は、次に掲げるとおりとする。

ア 再生可能エネルギー発電施設の機械製造又は設計を行う者

イ 再生可能エネルギー導入に係るコンサルタントを行う者

ウ 再生可能エネルギー発電施設及び事業区域の保守点検又は維持管理を行う者

(3) 条例第2条第6号の規則で定める近隣住民等は、次に掲げるとおりとする。

ア 事業区域に隣接する土地について、所有権又は借地権（建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）をいう。）を有する者

イ 事業区域に隣接する土地に存する建築物について、所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁に基づいて形成された団体その他これに類する団体であって、事業区域内又は事業区域に隣接する土地に所在する団体

エ 再生可能エネルギー発電事業の実施に伴い影響を受けることが懸念される農林業その他の事業を営む者で組織する団体

オ 前各号に掲げるもののほか、これらのものと同程度の影響を受けると市長が認めるもの

(近隣住民等への説明会等の開催)

第3条 事業者は、条例第7条第1項の規定による説明会の開催に当たっては、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとする。

(設置届出書)

第4条 条例第8条の規定による届出は、再生可能エネルギー発電施設の設置届出書(様式第1号)に、次に掲げる当該事業に係る書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業区域等状況調書
- (3) 事前周知説明会結果報告書又は事前周知説明結果報告書若しくはその両方
- (4) 位置図
- (5) 現況カラー写真(周辺部を含む。)及び写真撮影位置図
- (6) 配置図(土地利用計画図)
- (7) 再生可能エネルギー発電施設の構造図
- (8) 保守点検及び維持管理に関する計画書
- (9) 撤去及び処分に関する計画書
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 条例第8条第7号の規則で定める事項は、再生可能エネルギー発電事業の近隣住民等への説明会等の開催状況に関する事項とする。

(設置変更届出書)

第5条 条例第9条の規定による届出は、再生可能エネルギー発電施設の変更届出書(様式第2号)に、前条第1項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて行うものとする。

2 条例第9条ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第8条第3号に規定する事項の変更のうち、事業区域の面積を変更する行為であつて、当該行為により事業区域の面積が変更前の事業区域の面積より減少する変更
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全上又は災害の発生の防止上著しい影響を及ぼすおそれがないものとして市長が認める変更

(設置工事の届出書)

第6条 条例第10条の規定による工事に着手した旨の届出は、設置工事着手届出書(様式第3号)により、同条の規定による工事を完了した旨の届出は、設置工事完了届出書(様式第4号)により行うものとする。

(標識の記載事項等)

第7条 条例第11条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 再生可能エネルギー発電施設の設置場所及び事業区域の面積
- (3) 再生可能エネルギー発電施設の出力及び太陽電池の合計出力
- (4) 再生可能エネルギー発電事業の実施予定期間
- (5) 再生可能エネルギー発電施設等の維持管理を行う者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあつては、その代表者の氏名

2 事業者は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書換えその他の必要な措置を講じなければならない。

(維持管理計画等)

第8条 条例第12条第2項に規定する再生可能エネルギー発電施設等の維持管理をするための計画（以下「維持管理計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 維持管理の基本的事項

(2) 維持管理の実施体制

(3) 保守点検の内容

(4) 再生可能エネルギー発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制

(5) 土砂災害等により再生可能エネルギー発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制

(6) 前各号に掲げるもののほか、条例第12条第1項各号に掲げる基準を満たすことを確認するために市長が必要と認める事項

2 事業者は、条例第12条第2項の規定による維持管理を行ったときは、速やかにその実施状況の記録を作成し、かつ、当該記録を作成した日から起算して5年間、当該記録を保存しなければならない。

3 条例第12条第3項の規定による維持管理計画の公表は、再生可能エネルギー発電施設の運転を開始する日までにインターネットの利用その他の方法により行わなければならない。

4 条例第12条第4項の規定による維持管理計画の提出は、条例第8条の規定による届出書の提出に併せて、維持管理計画の提出書（様式第5号）により行わなければならない。

5 前項の規定により維持管理計画を提出した者が当該維持管理計画を変更したときは、速やかに変更後の維持管理計画を市長に提出しなければならない。

6 条例第12条第4項の規定による維持管理の結果の提出は、維持管理を行った年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）の翌年度の5月末日までに、維持管理結果報告書（様式第6号）により行わなければならない。

7 条例第12条第6項の規定による報告は、事故又は土砂災害等が発生した日から起算して30日以内に、事故等報告書（様式第7号）により行わなければならない。

(地位の承継等)

第9条 条例第13条第1項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電施設の地位の承継等届出書（様式第8号）により行わなければならない。

(廃止届)

第10条 条例第14条第1項の規定による届出は、廃止届出書（様式第9号）により行わなければならない。

(身分証明書)

第11条 条例第17条第2項の証明書は、身分証明書（様式第10号）によるものとする。

(委任)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

士別市長 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

## 再生可能エネルギー発電施設の設置届出書

士別市の自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第 8 条の規定により、次のとおり届け出ます。

再生可能エネルギーの種類	太陽光 ・ 風力 ・ 水力 ・ 地熱 ・ バイオマス		
再生可能エネルギー発電施設の設置場所			
事業区域の面積	平方メートル		
再生可能エネルギー発電施設の出力	キロワット		
の 再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 発 電 事 業 の 内 容 及 び 実 施 予 定 期 間	発電電力の用途	売 電（設備 ID ） ・ 自家消費	
	設置工事着手予定年月日	年	月 日
	設置工事完了予定年月日	年	月 日
	運転開始予定年月日	年	月 日
	事業廃止予定年月日	年	月 日
近隣住民等への説明会等の開催状況			
備考			

- 注1 「再生可能エネルギー発電施設の設置場所」の欄には、届出に係る再生可能エネルギー発電施設の事業区域が所在する土地の地番を全て記載すること。
- 2 「事業区域の面積」の欄は、小数点以下第1位まで記載すること。
  - 3 「再生可能エネルギー発電施設の出力」の欄は、小数点以下第1位まで記載すること。
  - 4 「発電電力の用途」の欄は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項の規定による申請手続中の場合は、その旨を記載すること。
  - 5 「近隣住民等への説明会等の開催状況」については、実施した全ての説明の記録及び当該記録の内容が事実であることを確認することができる資料を添付すること。
  - 6 「備考」の欄には、事業者電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）

- ・ 第4条第1項各号に掲げる事項に関する資料

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

士別市長 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

## 再生可能エネルギー発電施設の変更届出書

士別市の自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

再生可能エネルギー発電施設 の設置場所		
変更の 内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
備考		

注 「備考」の欄には、事業者電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）次の書類のうち変更があったものについて、その内容を明確にして作成すること。

- ・ 第4条第1項各号に掲げる事項に関する資料

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

士別市長 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

## 設置工事着手届出書

士別市の自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

再生可能エネルギー発電施設の設置場所		
設置工事着手年月日	年 月 日	
設置工事完了予定年月日	年 月 日	
運転開始予定年月日	年 月 日	
施工業者	氏名（法人にあつては、名称）	
	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
	電話番号	
備考		

注1 「備考」の欄には、事業者電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

士別市長 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

## 設置工事完了届出書

士別市の自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

再生可能エネルギー発電施設の設置場所	
設置工事完了年月日	年 月 日
運転開始（予定）年月日	年 月 日
備考	

注1 「備考」の欄には、事業者電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）

- ・配置図  
※現況写真の撮影箇所と撮影の方向を記載すること。
- ・現況写真  
※事業区域、設置した再生可能エネルギー発電施設及び標識の写真を添付すること。
- ・その他市長が必要と認める書類

士別市長 様

提出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

## 維持管理計画の提出書

士別市の自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第12条第4項の規定により、次のとおり提出します。

再生可能エネルギー発電施設の設置場所	
事業区域の面積	平方メートル
再生可能エネルギー発電施設の出 力	キロワット
運転開始（予定）年月日	年 月 日
備考	

- 注1 「事業区域の面積」の欄は、小数点以下第1位まで記入すること。  
2 「再生可能エネルギー発電施設の出  
力」の欄は、小数点以下第1位まで記入すること。  
3 「備考」の欄には、維持管理計画書の提出の理由（新規、変更、地位の承継等）を記載すること。また、事業者  
に電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

(添付書類)

- ・ 第8条第1項各号に掲げる事項に関する資料
- ・ 配置図
- ・ その他市長が必要と認める書類

士別市長 様

報告者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

## 維持管理結果報告書

士別市の自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第 12 条第 4 項の規定により、次のとおり報告します。

再生可能エネルギー発電施設の設置場所	
維持管理の実施状況	
備考	

注1 「維持管理の実施状況」の欄は、維持管理計画に基づき記載すること。

2 「備考」の欄には、事業者電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）

- ・維持管理の結果がわかる書類
- ・その他市長が必要と認める書類

士別市長

報告者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

## 事故等報告書

士別市の自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第12条第6項の規定により、次のとおり報告します。

再生可能エネルギー発電施設の設置場所	
事故・災害発生日時	年 月 日 時 分
事故・被災の原因・内容	
周辺地域の影響	
応急対応・復旧の状況	
復旧完了日	年 月 日 <input type="checkbox"/> 完了済 <input type="checkbox"/> 完了予定
備考	

注1 「復旧完了日」の欄は、対応が完了している場合は「完了済」の項目の□にレ印を、現在対応中で完了見込みの場合は「完了予定」の項目の□にレ印を付し、「完了予定」の項目の□にレ印を付したときは、完了済となったときにその旨を報告すること。

2 「備考」の欄には、事業者が電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）

- ・ 事故等の発生箇所と事業区域の位置関係が分かる図面
- ・ 配置図  
※事故状況等の写真の撮影箇所と撮影の方向を記載すること。
- ・ 事故状況等の写真  
※事故等の発生、応急対応、復旧等の状況が分かる写真を添付すること。
- ・ その他市長が必要と認める書類

士別市長 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

## 再生可能エネルギー発電施設の地位の承継等届出書

士別市の自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継等した再生可能エネルギー発電施設の設置場所		
承継者	氏名（法人にあつては、名称）	
	代表者氏名（法人の場合に限る。）	

	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
被承継者	氏名(法人にあつては、名称)	
	代表者氏名(法人の場合に限る。)	
	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	電話番号	
承継の内容	承継等年月日	年 月 日
	承継等の理由	
備考		

注 「備考」の欄には、事業者電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

(添付書類)

- ・承継等の事実を証する書面
- ・位置図
- ・標識の写真

※条例第 11 条の規定により設置する標識について、承継等後の内容に変更したことが分かる写真を添付すること。

- ・その他市長が必要と認める書類

士別市長 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

## 廃止届出書

士別市の自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

再生可能エネルギー発電施設の設置場所	
事業廃止年月日	年 月 日
備考	

注1 「備考」の欄には、事業者電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）

- ・位置図
- ・その他市長が必要と認める書類

様式第 10 号 (第 11 条関係)

(表)

		第		号
身分証明書				
		職名及び氏名		
写 真	生年月日	年	月	日生
	発行年月日	年	月	日発行
		士別市長	印	

(裏)

士別市の自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例  
(抜粋)

(立入検査)

第 17 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市の職員に事業者の事務所、事業区域その他その事業を行う場所に立ち入り、再生可能エネルギー発電施設、帳簿、書類その他の物件を検査（以下「立入検査」という。）させ、若しくはこれに類する方法により検査させ（以下「立入検査等」という。）、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う市の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査等の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。